

豊中市介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関し必要な事項を定める。

(業務管理体制の届出)

第2条 法第115条の32第2項の規定による届出は、施行規則第140条の40第1項に掲げる事項について業務管理体制の整備に関する届出システムにより行うものとする。

(届出事項の変更の届出)

第3条 法第115条の32第3項の規定による届出事項の変更の届出は、施行規則第140条の40第2項に基づき、業務管理体制の整備に関する届出システムにより行うものとする。

(区分の変更の届出)

第4条 法第115条の32第4項の規定による区分の変更の届出は、施行規則第140条の40第3項に基づき、業務管理体制の整備に関する届出システムにより行うものとする。

(関係機関への情報提供)

第5条 市長は、第2条から前条までの規定による届出に関し、厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長及び市町村長に対して、情報を提供することができる。

(実施細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年(2011年)4月1日から施行する。

(届出を行うために必要な準備行為)

2 市長は、この要綱の施行日前においても、介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関して、必要な手続きを行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年(2015年)4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年(2021年)2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年(2023年)6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の第2条、第3条及び第4条の規定は、令和5年(2023年)7月31日までの間、なおその効力を有する。